

令和6年2月29日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 本庁機関等の再編について……………	1
2 中長期の財政見通しについて……………	4
3 令和6年度税制改正案の概要について……………	6
4 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく「過疎地域における 県税の課税の特例に関する条例」の見直し結果について……………	8
5 執務環境の整備等に向けた取組について……………	9

参考資料 中長期の財政見通し

1 本庁機関等の再編について

令和5年第3回定例会で改正した神奈川県局設置条例に基づく再編のほか、令和6年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

(1) 再編の内容

【本庁機関】

ア 国際文化観光局及びスポーツ局の再編

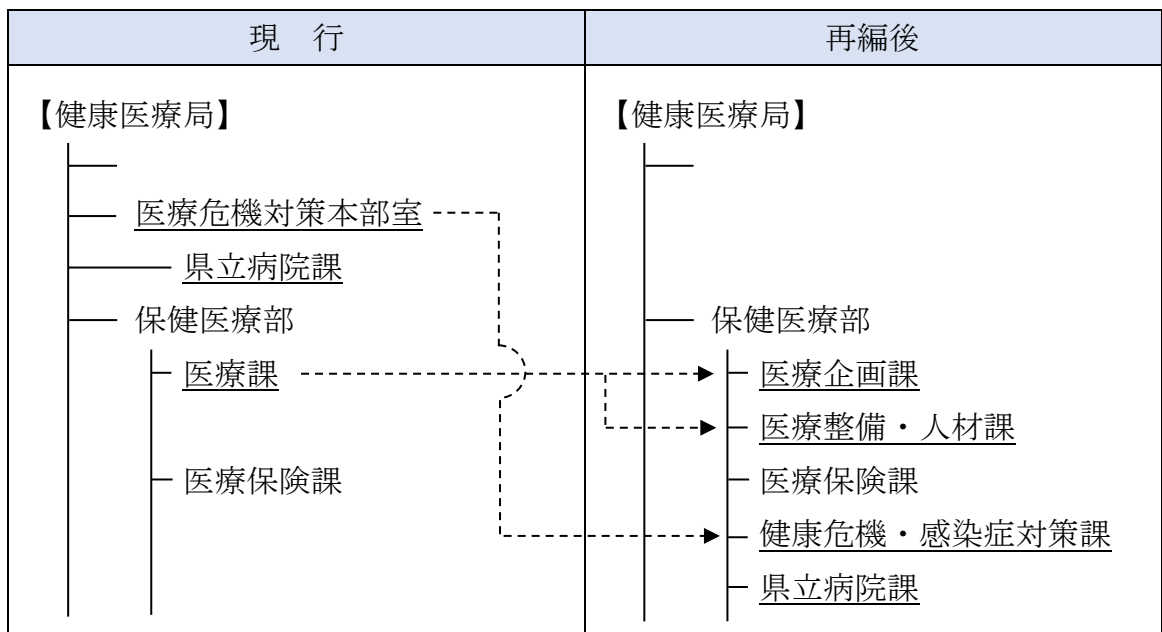
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の終了に伴い、小規模となっているスポーツ局と業務の関連性・親和性が高い国際文化観光局とを統合し、効果的・効率的な執行体制を確保するとともに、一体的に施策を推進するため、文化スポーツ観光局を設置する。
- 東京2025デフリンピックを契機としてパラスポーツの一層の普及を図るとともに、誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動を推進するため、スポーツ課内に健康・パラスポーツ推進室を設置する。

現 行	再編後
<p>【国際文化観光局】</p> <ul style="list-style-type: none">総務室国際課文化課観光課 <p>【スポーツ局】</p> <ul style="list-style-type: none">総務室スポーツ課	<p>【文化スポーツ観光局】</p> <ul style="list-style-type: none">総務室国際課文化課スポーツ課<ul style="list-style-type: none">健康・パラスポーツ推進室観光課

イ 保健医療部の再編

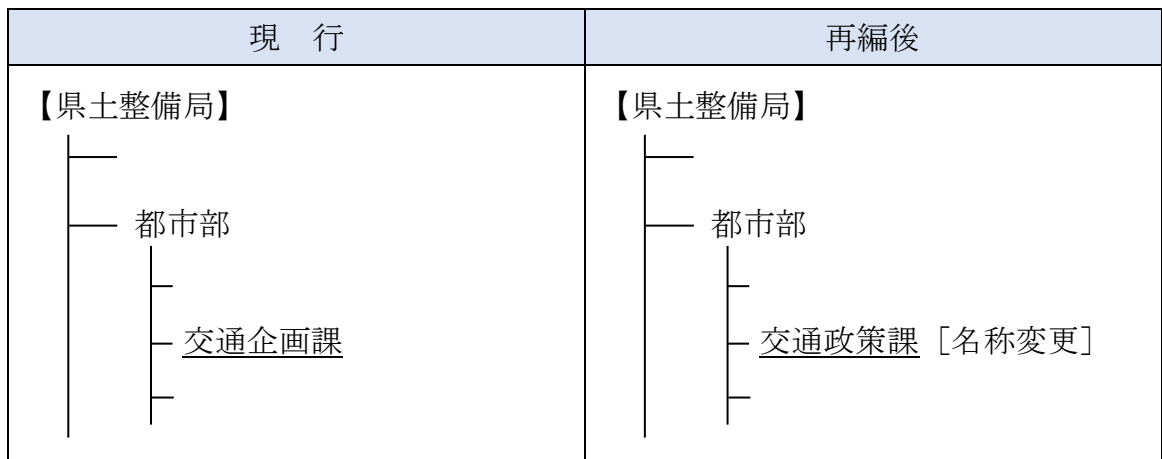
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に分類され、通常の医療提供体制へ移行していることを踏まえ、医療危機対策本部室を廃止し、保健医療部内に新型コロナウイルスを含む感染症対策や災害医療を所掌する健康危機・感染症対策課を設置する。

- 保健医療部内の各課と県立病院機構の連携強化を図り、施策をより効果的・効率的に推進するため、県立病院課を保健医療部内に再編する。
- 県民が健やかに安心して暮らせる社会の実現に向けて、第8次保健医療計画を機動的な体制で推進するため、医療課を分割し、医療施策の総合的企画及び健康医療DXの推進を所掌する医療企画課と、医療提供体制の整備及び保健医療人材の確保・養成を所掌する医療整備・人材課の2課に再編する。



ウ 交通企画課の名称変更

鉄道やバス交通等に関する従来の交通施策に加え、ライドシェアや海上交通などの新たな取組を含む交通政策を推進する所属であることを表すため、交通企画課の名称を交通政策課に変更する。



【出先機関】

ア 女性相談所の名称変更

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、困難な問題を抱える女性への「支援」を行う施設であることを表すため、女性相談所の名称を女性相談支援センターに変更する。

現 行	再編後
【福祉子どもみらい局】 女性相談所	【福祉子どもみらい局】 女性相談支援センター [名称変更]

(2) 再編の時期

令和6年4月1日

2 中長期の財政見通しについて

(1) 取りまとめの考え方

- ・ 本県では、中期的な展望を持った財政運営を行うため、令和2年3月に「中期財政見通し」を改定し、財政健全化に取り組むこととした。
- ・ その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰など、社会環境が大きく変化した。また、今後、2040年頃には、人口減少と高齢化が一層進展するため、本県財政への大きな影響が懸念される。
- ・ こうした状況を見据え、「新かながわグランドデザイン基本構想」では、2040年を展望し、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を県民等と共に目指すこととしている。
- ・ そこで、今回の推計では、中長期的な財政のトレンドを捉え、健全な財政運営を行うため、従来の5年間の推計に加え、2040年までの財政収支も算定した。

(2) 「中長期の財政見通し」の概要

ア 推計結果

県税・地方譲与税や地方交付税・臨時財政対策債等の増により、歳入が増加するものの、これを上回るペースで、介護・医療・児童関係費や投資的経費などの歳出が増加することから、財源不足額は拡大する。

年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)
歳入	2.10兆円	2.09兆円	2.09兆円	2.09兆円
歳出	2.10兆円	2.14兆円	2.15兆円	2.15兆円
財政収支	0億円	△500億円	△600億円	△600億円

2028 (令和10)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22)
2.11兆円	2.11兆円	2.15兆円	2.19兆円
2.17兆円	2.18兆円	2.24兆円	2.28兆円
△600億円	△700億円	△900億円	△900億円

イ 今後の財政運営に向けて

- ・ 財源確保の取組として、企業立地やベンチャー企業の創出など、県内経済・産業の活性化により税収基盤の強化を図るとともに、地方税財源の充実・強化や地方交付税の総額の確保等に向け、引き続き国への要望などを行う。
- ・ また、歳出の適正化として、介護・医療・児童関係費に係る将来負担の抑制につなげる取組を行うほか、公共施設等の計画的な管理や、デジタル技術等を活用した事業見直しに取り組む。
- ・ さらには、世代間の負担の公平性に配慮しながら、より効果的に県債を活用していくため、新たに「県債管理方針」を定め、必要な投資を抑制することなく、県債を適切に管理していく。

(3) 「中長期の財政見通し」

参考資料のとおり

3 令和6年度税制改正案の概要について

令和6年度税制改正については、本年2月に地方税法の一部改正案が閣議決定され、第213回国会に提出された。令和6年度税制改正のうち、地方税関係の概要は次のとおりである。

(1) 個人住民税の定額減税

- ・ 国の総合経済対策の一環として、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。
- ・ この措置による個人住民税の減収は、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

(2) 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、令和6年度から、私有林人工林面積の譲与割合を5.5割、人口の譲与割合を2.5割とする。

現 行 :	5割 私有林人工林面積	3割 人口	2割 林業就業者数
見直し案 :	5.5割 私有林人工林面積	2.5割 人口	2割 林業就業者数

(3) 法人事業税に係る外形標準課税の適用対象法人の見直し

資本金の1億円以下への減資や、資本金1億円以下の100%子法人の設立により、外形標準課税の対象外等となる事例に対応するため、次の見直しを行う。

ア 減資への対応

資本金1億円以下の法人であっても、前事業年度に外形標準課税の対象であり、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、当分の間、外形標準課税の対象とする。（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

イ 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等について、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

(4) その他

ア 不動産取得税

- ・ 住宅及び土地に係る税率の特例措置（４％→３％）について、令和９年３月３１日まで、３年延長する。
- ・ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（２分の１）について、令和９年３月３１日まで、３年延長する。

イ 軽油引取税

課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を適用対象から除外した上で、令和９年３月３１日まで、３年延長する。

(5) 地方税法が改正された場合の本県の対応案

令和６年度税制改正に伴う地方税法の一部改正案は、現在開会中の第213回国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年４月１日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。

4 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく「過疎地域における県税の課税の特例に関する条例」の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みについて定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回「過疎地域における県税の課税の特例に関する条例」について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

(1) 条例の概要

ア 条例名 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例

イ 条例の概要 個人又は法人が過疎地域内で生産等設備を取得して一定の事業の用に供した場合等における県税（事業税、不動産取得税又は固定資産税）の課税免除措置を定めたもの

(2) 条例の見直し結果

	視 点	検 討 内 容
検 討	必要性	本条例は、県内の過疎地域の持続的発展を支援するため、県内唯一の過疎地域である真鶴町からの要請も受けて制定したものであり、引き続き過疎地域を支援するため、現在でも必要な条例である。
	有効性	本条例は、個人又は法人が過疎地域内で生産等設備を取得して一定の事業の用に供した場合等に課税免除措置を講じるものであり、過疎地域の持続的発展を後押しする機能を有している。
	効率性	本条例に規定する適用要件に該当すれば、個別の通知等を要せず、当然に課税を免除するものであり、効率的な内容となっている。
	基本方針適合性	本条例による課税免除措置は、「神奈川県過疎地域持続的発展方針」に沿って行うものであり、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	地方税法の規定に基づき、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税について特例を定めるものであり、憲法、法令に抵触しないものである。
見直し結果	現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

5 執務環境の整備等に向けた取組について

人口減少・少子高齢社会の進行、個人の価値観や働き方の多様化、デジタル技術の飛躍的な進展など、県政を取り巻く社会環境が大きな変革期を迎える中、組織全体を活性化し、県民サービスの向上につなげていくためには、職員が能力を最大限に発揮できる執務環境を整えることが大変重要である。

そこで、執務環境の整備に向けて、次のとおり取り組むこととして検討を進めているので報告する。

(1) 本庁舎のリニューアル

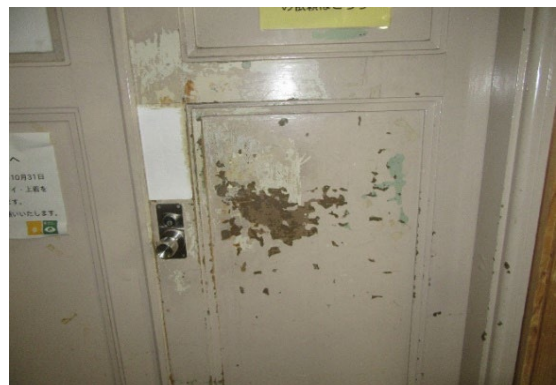
築90年以上が経過し老朽化が目立つ本庁舎について、職員が働きやすい執務環境の実現や文化財としての価値の保存を目的に、改修工事（建築工事・設備工事）を実施する。

ア 劣化状況

廊下壁塗装の剥がれ



扉塗装の剥がれ



天井塗装の浮き、剥がれ



床材の劣化



イ 工事内容

- ・天井や壁の塗替え、床の張替えや亀裂・欠損箇所の補修
- ・窓サッシの断熱化（ペアガラスに交換）
- ・廊下や室内の照明器具、コンセントやスイッチ等配線器具の交換
- ・給湯設備、執務室等空調設備の更新 など

ウ 工事スケジュール

R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
調査・設計 文化庁との協議			工事		

エ 概算額

約31億4千万円

(2) 執務室の再配置及び執務空間の確保

業務連携や業務効率向上等のために執務室を再配置するとともに、本庁舎リニューアル工事期間中の仮移転先などにも対応できる執務空間を確保する。

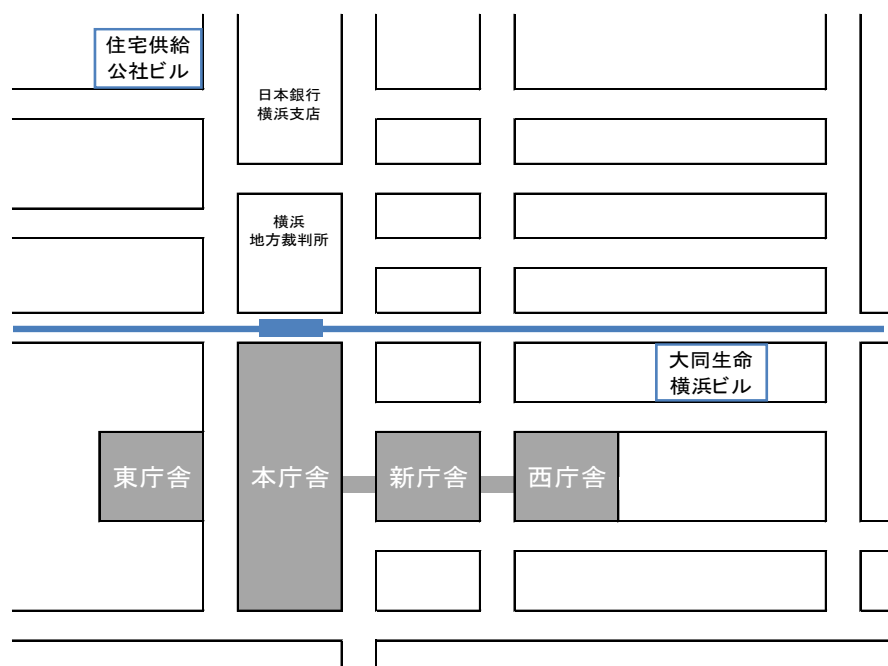
ア 執務室の再配置

- ・ 文化スポーツ観光局（総務室・国際課・文化課・スポーツ課・観光課）
新庁舎・エネルギーセンター棟・日経ビル
→ 大同生命横浜ビル（横浜市中区本町2-16）
- ・ 建設業課
横浜合同庁舎・かながわ県民センター
→ 神奈川県住宅供給公社ビル（横浜市中区日本大通33）
- ・ 住宅営繕事務所
横浜西合同庁舎
→ 神奈川県住宅供給公社ビル

イ 執務空間の確保

- ・ 会議室、本庁舎リニューアル工事期間中の仮移転先、非常災害時等における一時使用等の用途として活用
大同生命横浜ビル

(位置図)



(移転時期)

大同生命横浜ビル	令和6年7月以降
神奈川県住宅供給公社ビル	令和6年度後半

(3) オフィス改善

働きやすい職場環境を整えるため、机、いす等の老朽備品等をコミュニケーションの活性化、ペーパーレス化、デジタル化等に適した仕様に順次更新する。

ア 整備計画

	R 5	R 6	R 7	計
対象所属数	11所属	78所属	66所属	155所属

イ 令和6年度予算額

約11億7千万円

ウ 令和5年度に実施した先行事例（行政管理課）

大型モニター設置による
紙資料の削減・打合せの効率化



集中ブース設置による
Web会議への対応・業務の効率化



オープンプロー化やソファ設置による
コミュニケーションの活性化

